



山形県公報

令和4年8月16日(火)
第330号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……807

## 告 示

### 山形県告示第649号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年8月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市湯野浜、宮沢及び金沢の区域の者が営むもの
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市加茂の区域の者が営むもの
- 4 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市今泉の区域の者が営むもの
- 5 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの

令和4年8月16日印刷  
令和4年8月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県